

権利擁護センター「めぐろ」の 日常生活自立支援事業 をご活用ください

問 権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、Fax: 5768-3965)

認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力が十分でないかたが、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをするサービスです。

対象 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でないかた。ただし、契約締結能力があるかた

こんな悩みのあるかたを 支援します



サービス	内容	利用料
基本	福祉サービスの利用援助	基本料金 1回(60分) 1,500円 延長料金 30分ごとに600円を加算
オプション	日常的な金銭管理	日常生活に必要な預金の払い戻し、公共料金・医療費・家賃などの支払い手続きの同行・代行
	書類などの預かり	通帳・年金証書・権利証などを金融機関の貸金庫で保管

※オプションのみは利用できません

※契約までには専門員が何度も訪問し、利用意思や生活状況を確認します

地域包括支援センターでは 介護・福祉・健康・医療などの 出張相談会を開催しています

問 福祉総合課地域ケア推進係(☎5722-9385、Fax: 5722-9062)

身近な地域で気軽に相談ができるよう、出張相談会を開催しています。予約は不要です。気軽にご相談ください。

包括支援センター	日時	会場	問い合わせ
北部	毎月15・30日の 13:30~16:30 ※月曜・土曜・日曜・祝・休館日の場合は 前日に実施	駒場住区センター (駒場1-22-4)	☎5428-6891 Fax: 3496-5215
東部	毎月第2火曜日 14:00~16:00	不動住区センター (下目黒6-8-23)	☎5724-8030 Fax: 3715-1076
	毎月第2・4木曜日 10:00~12:00	目黒三田会館 (三田1-9-17)	
中央	毎月第2木曜日 13:30~15:45 ※11月から工事のため 変更になります。お問い合わせください	鷺番住区センター (鷺番3-17-20)	☎5724-8066 Fax: 5722-9803
南部	毎月第3木曜日 13:30~16:00	向原住区センター (目黒本町5-22-11)	☎5724-8033 Fax: 3719-2031
西部	毎月第3火曜日 13:00~16:00	大岡山西住区センター (平町1-15-12)	☎5701-7244 Fax: 3723-3432

※感染症対策のため、内容の変更や中止となる場合があります

3年度登録制自転車置場の 利用登録を受け付けます

問 土木管理課自転車対策係(☎5722-9444、Fax: 5722-9636)

区内には、登録手数料を支払って利用できる登録制自転車置場があります(屋根などはありません)。現在利用しているかたも登録が必要です。

受付期間 10/15~12/28

利用期間 3年4/1~4年3/31 ※目黒駅は4年2/28まで

場所 中目黒駅(1カ所)、目黒駅(1カ所)、都立大学駅(6カ所)、緑が丘駅(1カ所・50cc以下の原動機付自転車のみ)

対象 駅から自宅・勤務先などが600m以遠にあり、通勤・通学などで自転車または50cc以下の原動機付自転車(ナンバープレートが水色のミニカーを除く)を利用するかた

費用 手数料1台3,000円

(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のあるかた、生活保護受給者は免除。3年4/1現在、65歳以上のかたは半額。いずれも証明できる書類の写しが必要)

申請方法 登録申請書(都立大学駅の区広報スタンド、目黒駅行政サービス窓口、各自転車置場などで配布。10/15からホームページ(右下コード)で印刷可)を、12/28(必着)までに、総合庁舎本館6階土木管理課自転車対策係(〒153-8573目黒区役所(住所不要))へ郵送または持参。ホームページから申し込み可

※感染症対策のため、ホームページまたは郵送での申請にご協力ください
※緑が丘駅の登録申請書は土木管理課へ請求してください
※原動機付自転車の登録は標識交付証明書の写しが必要です

区立自転車駐輪場もご利用ください

上記のほかに、定期利用(1カ月または3カ月)と1日利用の有料制駐輪場があります。詳細はホームページ(右下コード)をご覧いただき、駐輪場サポートセンター(☎0120-3566-21)にお問い合わせください。

違法です! 標識や電柱などへの 広告物の貼り付け

問 土木管理課土木監察係(☎5722-9426、Fax: 5722-9636)、
目黒警察署(☎3710-0110)、碑文谷警察署(☎3794-0110)

貼り紙を、標識や電柱などに貼ったり、カラーコーンに付けて路上に置いたりすることは、法律で禁止されています。このような違反広告物は、まちの景観を損なうだけでなく、歩行者や車の通行の妨げとなり、緊急時や災害時の活動にも支障を来します。

貼り紙を電柱などに貼っている人を見かけたら、区または警察署にお知らせください



日よけや突出看板の設置は道路占用許可が必要です

日よけや看板を道路の上空にはみ出して取り付ける場合には、道路法による許可が必要です。土木管理課占用係(☎5722-9418、Fax: 5722-9636)へお問い合わせください。